

第 1 2 回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和4年3月10日(木)午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員(12名)	1番 山下 和子 委員	2番 蔵本 孝広 委員	3番 横川 力 委員	4番 山上 真治 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 谷岡 貞幸 委員	7番 山本 美代子 委員	8番 土海 政信 委員
	9番 清水 武敏 委員	10番 尾川 寛信 委員	11番 山田 隆雄 委員	12番 下田 健一 委員
欠席委員(0名)				
推進委員(8名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 山下 昇 推進委員	16番 井坂 正昭 推進委員
	17番 山本 正義 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 中村 博 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 中村 武史			
提案議案	第47号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第48号議案 非農地の現況証明について 第49号議案 農用地利用集積計画の決定について 第50号議案 農業振興地域整備計画の変更について			
報告事項	第1号 公共事業の施行に伴う農地転用報告について 第2号 賃貸借の解約等の通知について 第3号 農業法人の新規設立について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会 農業委員会憲章 唱和</p> <p>2 議事録署名委員の指名</p> <p>3 報告事項 第 1 号 公共事業の施行に伴う農地転 用報告について</p>	<p>事務局</p> <p>蔵本委員 事務局</p> <p>長谷川会長 事務局</p> <p>長谷川会長（議長） （議長）</p> <p>（議長）</p> <p>事務局</p>	<p>ただ今より、令和 3 年度 第 12 回農業委員会の定例総会を開催します。 それでは農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願い致します。 本日の先導役は、議席番号 2 番の蔵本孝広委員にお願いを致します。よろしく申し上げます。 （農業委員会憲章の唱和）</p> <p>はい、ありがとうございました。ご着席をお願い致します。 それでは開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつを頂きます。申し上げます。 （長谷川会長あいさつ 中略）</p> <p>ありがとうございました。そう致しますと、先ず本日の出席者報告を致します。農業委員の現 員数 12 人に対して、ただ今の出席委員は、12 人であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することをご報告 します。</p> <p>次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により会長が議長と なります。では進行をお願いします。</p> <p>それでは総会を進めて参ります。本日の議事の日程は、皆さんのお手元に配布してある資料の とおりでございます。</p> <p>日程 2、「議事録署名委員の指名について」を議題と致しますが、お諮りを致します。本案件 につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定によりまして、議長におい て指名することには、ご異議はございませんか。</p> <p>（「はい。」の声）</p> <p>はい。ご異議なしと云う風に認めます。それでは議事録署名委員には 6 番の谷岡貞幸委員、そ して 7 番の山本美代子委員。両名の方をお願いを致します。そして会議書記におきましては、 事務局の方へお願いを致します。</p> <p>次に日程 3、報告事項に入ります。第 1 号「公共事業の施行に伴う農地転用報告について」を、 それでは報告してください。</p> <p>議案書は 2 頁でございます。</p> <p>報告事項 第 1 号「公共事業の施行に伴う農地転用報告について」を説明します。</p>

<p>第 2 号 賃貸借の解約等の通知について</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>次のとおり、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書が提出されたので、その状況を報告するものです。</p> <p>番号 1 なんですけども、これは先月の 2 月総会の折に「まだ議案書には出てませんが取り敢えず、取り急ぎ報告します。」とさせて頂きました内容でございます。</p> <p>(資料は資料 1 の 1 頁から 4 頁)</p> <p>番号 1 届出人は、湯梨浜町大字園 有限会社●●。土地の所在、大字藤津——。地目は畑、面積は 2,279 m²。土地の所有者、名義人は、藤津●●。</p> <p>それで、工事の所管課、工事名、転用目的は議案書記載のとおりでございます。工期がですね、令和 4 年 2 月 7 日から 3 月 25 日までと云う事になります。</p> <p>それで、資料がございまして。資料 1 の 1 頁目。ちょっと写りが悪いんですけども。こちら、報告書の方に一緒に付いてきた資料でございます。位置図。上が藤津なり野方なり松崎 1 区のあたりが載っておりますけれども、そこ。それから下の写真は拡大した位置図ですね。</p> <p>頁をめくって頂きまして、2 頁が転用計画の予定地を囲った位置図。それから 3 頁が土地利用計画図と云う事になります。そして 4 頁が公図であります。</p> <p>報告事項第 1 号につきましては、説明は以上であります。</p> <p>はい。次に報告事項第 2 号「賃貸借の解約等の通知について」。じゃあ、このことについて報告してください。</p> <p>報告事項 第 2 号「賃貸借の解約等の通知について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 14 条の 3 の規定により賃貸借の解約等の通知があったので、その状況を報告するものです。</p> <p>番号 1 権限の種類、農地法。通知者賃貸人は、別所●●。賃借人は、国信●●。土地の表示、大字別所——。地目は畑、面積は 240 m²。</p> <p>合意の成立日は令和 4 年 2 月 10 日で、土地の引き渡し日も同日であります。</p> <p>報告事項第 2 号につきましては、以上であります。</p>
<p>第 3 号 農業法人の新規設立について</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>はい。続きまして報告事項第 3 号「農業法人の新規設立について」を報告してください。</p> <p>報告事項 第 3 号「農業法人の新規設立について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農業法人。農地所有適格法人でございますが。こちらの新規設立届が提出された</p>

	<p>議長</p> <p>土海職務代理 議長</p> <p>土海職務代理 山田委員</p> <p>土海職務代理 事務局</p> <p>土海職務代理 議長</p> <p>土海職務代理 議長</p> <p>山本正義推進委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>ので、その状況を報告するものです。</p> <p>法人の内容なんですけれども、1 農業法人の商号、株式会社●●。法人の代表者、代表取締役●●。そして法人の所在場所ですけれども、はわい長瀬——。法人の設立年月日は令和 4 年 2 月 1 日。経営概要ですけれども、ブドウ栽培で 58 アール。生食用とワイン醸造用と云う事でございます。以上であります。</p> <p>はい。以上で報告事項の第 1 号から第 3 号までの説明が終わりました。以上、1 号から 3 号につきましては、これは報告事項でございますのでご承認をして頂く訳ではございますが、皆さんの方からお聞きになりたいことがございましたら、どうぞ挙手の上発言をしてください。</p> <p>ちょっと良いですか。</p> <p>はいどうぞ。土海委員どうぞ発言してください。</p> <p>えーっと、1 号。1 号のこの工事場所って云うのは分かりますか。</p> <p>うちの前。</p> <p>前の案件と一緒にですか。</p> <p>工事の場所なんですけれども。先月の資料には工事場所の図面が付いてましたけども、今回は付いておりません。しかしながら 2 頁の一覧表の附記のところに書かせて頂いておりますけども、工事名が舎人川外修繕工事と云う事で。2 級河川の舎人川の護岸工事ですね。と云う事で、今しがたお話がありました様に山田委員のお家の前付近をやっておられると云う事でございます。</p> <p>分かりました。いや、前の工事と別かと思っていたので。良いです。</p> <p>土海委員、良いですか。</p> <p>良いです。</p> <p>それじゃあ山本推進委員、どうぞ。</p> <p>この、資材置場の届出だけ。先回は▲▲建設が使ってたけど。これはもう話は終わってますか。</p> <p>はい。それでは説明してください。</p> <p>以前使っておられたところは、もう終わって。それは済んでしまって、この度新たに有限会社●●が同じ様に使わせてもらいたいと云う事で、地権者の了承を得た上で、こうやって計画をさ</p>
--	--	---

	<p>議長 山田委員 議長 山田委員 議長 事務局</p>	<p>れたと云う事でございます。 良いですか。はい。その他にはありますか。 ちょっと。 はいどうぞ。山田委員どうぞ。 この図面みると、全部の面積使う様になってるけど。ホントかな。 はいどうぞ。説明してください。 資料1の3頁に事業計画と云う事で。言ってみれば道の方側から工事車両を置く所。それから現場小屋を建てる所はこの辺。後は、まあ資材が置いてあって、と云う様な使い方と云う事で例示されておりますけども。やはり資材とかは、必ずしもその辺にキチッキチッと区切りを設けてされると云う訳ではないと思いますので、おおよそこの様な使い方になると云う風に理解せざるを得ないんじゃないかなと思います。いっぱいいっぱい使わなくちゃいけない訳でもないですし、使用するのそれはそれで少なくとも構わないと思っております。何れにしても届出をして頂いた上で、やはり一時転用と云う行為になるものですから、計画は計画として。ただ実際、実施にあたっては、計画以内で進めて頂ければ良いと云う風に思いますので、それでご了承頂ければと思います。</p> <p>山田委員 山本正義推進委員 議長 事務局</p> <p>じゃあまあ、良いんだけど。使っているのが工事用車両等って書いてある所だけ今、なんにも置いてある。 今山田委員が言われるけども、ここの土地は他の人の名義もありゃせんかいな。 はい。じゃあお願いします。 別添資料の4頁をちょっと、見て頂いた方がよろしいかと思えます。一応、あの、筆が3つあって。黄色い所、これがこの度の届出のあった方の土地ですので。 地上げをして畑の態になってるんですけども、届出のありました●●さんの土地だけを使われると云う事です。</p> <p>山本正義推進委員 山田委員 事務局</p> <p>●●さんの名前になっとるけど。今、山田さんが言われるのに、使うんだったら他の人の許可ももらわないといけないんでないかって。 いや、だから、残してあるって。 ですので、他の方の土地は使わずに、この方の土地だけで賄えると。先ほど山田委員からもあ</p>
--	---	--

<p>4 議事 議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>議長</p> <p>山田委員 議長 事務局</p> <p>山田委員</p> <p>議長 山田委員 議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>りましたとおり、現在は道からちょっとの所くらいしか使ってないと云う事で。少なくとも、用地としては奥の方までずっとある訳ですから、必要があれば奥の方を使って行って、隣の他人名義の土地には影響させない様にすると云う、そう云う計画でございます。</p> <p>はい。良いですか。はい。じゃあ山田委員の方から何か補足説明がございませんか。お家が近くにあると云う事と、よく見られると思うんだけどね。</p> <p>例えば工期が 3 月 25 日までとあるんだけどね、これまでに済むだろうか。</p> <p>済みそうにないですね。</p> <p>どうだろうね、これ。</p> <p>はい。工期を延長されると云う事であればまた、届出をしてもらう様になりますので。また、具合を教えてください。どんな具合だぞって云う様な事で。それに合わせて業者の方にですね、「同じ様に工期延期の報告をしなさい。」と云う事で指導しますので。</p> <p>あそこの工事は、コンクリートの護岸があって、護岸が川の方にペシャンと倒れちゃって。それで後はフトン管でやるって云う工事が。鉄道側の方がそう云う工事をやりましたね去年。それでももう少し鉄道側の方の、東郷池側の方もそうなって、そっちの工事をする予定であってのが、あんなが置いてありますし。それで、うちの方側がまたペシャンとなっちゃったので、そっちを早く。鉄道側の方の予定を、うちの方側の方を先にやると云う様な説明を受けました。</p> <p>結構大きな工事じゃないですか。ねえ。</p> <p>取り敢えず、フトン管、片っ方。</p> <p>今、事務局が申しました様に、もし工期が長引く様であればまた、届出をしてもらうと云う様な事を指導してください。</p> <p>その他ございますか。ございませんか。それでは以上で報告事項を終わります。</p> <p>続きまして日程 4、議事に移ります。</p> <p>議案第 47 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは説明をしてください。</p> <p>議案第 47 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p>
---	---	--

くって頂いて 6 頁目が公図であります。

公図をご覧頂いて分かるとおおり、赤線もございません。そう云う場所であります。

また本冊戻って頂きまして。

(資料は 6-3 頁と 6-4 頁、資料 1 の 7 頁と 8 頁)

番号 2 申請人は、橋津●●。土地の所在、大字久留——。地目は台帳 田、現況 雑種地、面積は 139 m²。昭和 40 年代に埋め立てられ国道 9 号線工事のため現場事務所として使用されていたが、現在は駐車場として利用されているものであります。

頁をめくって頂き 6-3 が航空写真による位置図であります。整理番号 2 番 3 番 4 番がそれぞれ近くにありますので、1 枚にまとめております。それぞれの詳しい位置図をご覧頂く前に、番号 3 と番号 4 の説明をさせて頂きまして、また 6 頁に戻って頂けますでしょうか。

(資料は 6-3 頁と 6-4 頁、資料 1 の 9 頁と 10 頁)

番号 3 申請人は、番号 2 と同じく橋津●●。土地の所在、はわい長瀬——。地目は台帳 田、現況 原野、面積は 61 m²。以前は柿畑であったが、昭和 40 年代の河川拡幅工事の際に残地となり、そのまま放置され現在に至ると云う事であります。

(資料は 6-3 頁と 6-5 頁、資料 1 の 11 頁と 12 頁)

番号 4 申請人は、番号 2 と同じく橋津●●。土地の所在、大字光吉——。地目は台帳 田、現況 雑種地、面積は 19 m²。こちらも昭和 40 年代に国道 9 号線ができた際の残地であり、国道と宅地、河川に囲まれた更地であります。

それで、整理番号 2 番と 3 番の詳しい位置図ですが、本冊 6-4 頁をお願いします。

番号 2 は住宅の裏で、舟川との間の土地であります。それから番号 3 は舟川を渡った西側の宅地よりも一段低い河川敷の様な場所であります。

それから頁をめくって頂き 6-5 頁が番号 4 の詳しい位置図であります。三角形のクサビ状の土地であります。

そして現地の写真なんですけども、資料 1 の方でございます。資料 1、7 頁が番号 2 の現況写真。そして 8 頁が番号 2 の公図。9 頁が番号 3 の現況写真で、10 頁がその公図。11 頁目が番号 4 の現況写真で、附近の歩道橋から撮影をしております。12 頁が公図であります。

それでですね、参考までに、番号 2 の申請地に隣接した大字久留——と云う土地がございます

	議長	<p>けれども。6-4 頁ですね。6-4 頁でご覧頂くと良く分かりますけれども。番号 2 の大字久留——の下側にある大字久留——と云う土地も、番号 2 と同様の状態なんですけれども。申請が出てから確認してみましたところがですね、同じ様に農地として残っております。また土地所有者、権利者もこの度の申請者と同じと言いますか、家族の状態になっている様でございますので、改めて「非農地申請をしてください。」と云う風に指導させて頂こうと事務局の方では考えております。非農地証明願いにつきましての説明は以上であります。</p>
	山本美代子委員	<p>はい。それでは以上で、説明が終わります。引き続き現地調査委員による、現地確認の報告をして頂きます。</p> <p>それでは番号 1 番の案件を、7 番の山本美代子委員より現地確認の報告をしてください。</p> <p>本日 1 時半からと云う事で集合を掛けられていたんですけども、皆さん早くに集まって来られて。1 時 20 分から、長谷川会長、土海職務代理、清水委員、山下昇委員、私、それと事務局 2 名の合計 7 名で打ち合わせをして、それから現地確認に向かいました。</p> <p>それで、1 番の案件の現地確認をさせていただきます。本冊の 6-1、6-2 ですね。それから資料 1 の 5 頁をご覧ください。</p> <p>現地は全然道も無くなって行くことも出来なくて、遠目で竹ヤブを確認したと云う事で。丁度門田と長江の間の所の山側です。近づく事も出来ない様な状況です。</p> <p>こう云う状態ですので、農地として維持して行く事はとても無理だと思われまして、行く方法も無い様な所なので、極めて荒廃した場所なので非農地として認めても良いんじゃないかと云う事で委員全員で確認致しました。以上です。</p>
	議長	<p>はい。それでは次に番号 2 番の案件を 9 番の清水武敏委員より報告をして頂きます。お願いします。</p>
	清水委員	<p>2 番目と 3 番目を私が説明させていただきます。先ほど山本委員が言われた様に、7 名で現地確認に行ってきました。</p> <p>本冊の 6-3 頁を見てください。2 番と 3 番の位置図です。</p>
	議長	<p>取り敢えず 2 番の説明をしてください。</p>
	清水委員	<p>それで、事務局が説明した様に、国道 9 号線の改修工事って云うので。現在は 179 号線になっているんですけども。町道と 179 号線の交わる所から西側に入った所が 2 番目の土地で。地番つ</p>

	<p>議長 清水委員</p>	<p>て云うのが久留になります。</p> <p>資料 1 の 7 頁を見てください。179 号線から入った所の土地になります。工事をした時の工事現場の駐車場として使用されていた土地です。現在も真砂土でちゃんと整地されておられて、駐車場として使われている土地です。ですので、現状から見て農地に復元することは困難だと考えます。続きまして 3 番。</p> <p>はい。それでは番号 3。この案件を、それでは報告をしてください。</p> <p>続きまして 3 番ですけれども、先ほど言いましたけど、本冊の 6-3 を見て頂きたいと思えますけれども。2 番を説明しましたけども、その西側に位置します。</p> <p>資料 1 の 9 頁を見てください。先ほどの番号 2 の土地から、石で出来た橋を渡った所が番号 3 の土地になります。それで 40 年くらい前から、舟川の河川改修工事の時の残地と云う事で。その時からもう全然使われてなくて、現在も枯れた状態で雑草が繁茂している所です。</p> <p>それで、その橋しか進入する通路がありませんし、40 年も使われていないと云う事で、非農地として差し支えないと考えます。以上です。</p>
	<p>議長 山下昇推進委員</p>	<p>はい。それでは次に番号 4 番の、この案件を 15 番の山下昇委員より報告をして頂きます。お願いします。</p> <p>はい。それでは先ほど 2 番 3 番と同じ様な所ですけれども、全体のイメージとしては 6-3 を見て頂きたいと、本冊 6-3 頁です。</p> <p>中央処に 4 と云う数字があります。その左下の所に赤ペンで丸が囲ってあります。よく目を凝らして見れば、そこの中央部分にクサビ型の北に向いた土地があります。これがその位置を表しています。</p> <p>それで別冊の 11 頁。11 頁を見てください。ここにはその大きな道は、現在は 179 号線。かつては国道 9 号線だった所です。●●と云う自転車屋さんがあります所の上に歩道橋が掛かっておりまして。歩道橋から南の方を向いて写真が撮られておりますので、そのクサビになっております。</p> <p>写真は南北が逆さになっておりますけれども、写真でご覧の様に極めて小さい 19 m²です。面積が。当時国道が作られた時の残地として残ってる、現在もそのまま残ってる状況です。これは多分、苗代田であったと思われる所です。</p>

	事務局	<p>番号 4 番の山上真治委員の申請案件、整理番号 7 番 10 番 11 番。これを先に分割審議することにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>はい。異議なしと認めます。それでは整理番号 12 番 13 番、それから 7 番 10 番 11 番。これを先に審議することと致します。それでは蔵本委員と山上委員は退席をしてください。</p> <p>(蔵本孝広委員、山上真治委員 退席)</p> <p>では、両名の退席を確認を致しましたので、審議を続行致します。</p> <p>事務局より総括表から説明をしてください。</p> <p>議案第 49 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は令和 4 年 3 月 15 日であります。</p> <p>(資料は、7-1 頁から 7-4 頁)</p> <p>頁をめくって頂きまして、利用集積計画総括表をご覧ください。</p> <p>関係戸数は借人 10、貸人 24 であります。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 4 件で 6,503 ㎡。3 年以上 6 年未満が 16 件で 29,962 ㎡。6 年以上 10 年未満が 2 件で 3,126 ㎡。10 年以上が 3 件で 7,814 ㎡であります。</p> <p>設定作物等面積は、水田として利用が 33,042 ㎡。樹園地として利用が 10,271 ㎡。普通畑として利用が 4,092 ㎡で、利用権設定面積率は 0.370%であります。</p> <p>次の頁 7-2 から 7-4 までが各筆明細となります。</p> <p>「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。なお、蔵本孝広委員と山上委員に係る案件は、7-2 頁の整理番号、確認致しますけれども、7 番 10 番 11 番 12 番 13 番であります。</p> <p>概要説明は以上です。</p> <p>はい。説明が終わりましたので、それでは整理番号 7,10,11,12,13。これについての質疑を行います。質疑はございますか。</p> <p>質疑は無い、と認めます。これで質疑を終結し、それでは採決を行います。</p> <p>議案第 49 号「農用地利用集積計画」の整理番号 7 番 10 番 11 番 12 番 13 番について原案のと</p>
	議長	

	事務局	<p>おり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって整理番号 7,10,11,12,13 の案件については、原案のとおり決定と致します。</p> <p>それでは退席している蔵本・山上両委員に入室をしてもらいます。</p> <p>(蔵本孝広委員、山上真治委員 着席)</p> <p>はい。それでは両名が入室致しましたので、審議を続行致します。</p> <p>次に、議案第 49 号の整理番号 7 番 10 番 11 番 12 番 13 番以外の案件についてを審議致します。説明してください。</p> <p>はい。各筆明細につきまして説明させていただきます。</p> <p>特筆すべき内容と致しまして、7-2 頁整理番号 14 番、一番下の所ですね。14 番から次の 7-3 頁の整理番号 16 番にかけまして、14,15,16 ですね。こちらにつきましては、50 年間の賃貸借となっております。農業経営基盤強化促進法の利用権設定で契約出来る最長年数と云う事で設定をされております。</p> <p>と云いますのが、ご覧頂いて分かります様に、設立の届がありました農業法人が農地を借りると云う事で。個人さんでしたら、そこまで長いのをされないと思いますが。法人と云う事で、未永くやっで行かれると云う意気込みだと思えます。そう云う事でご理解を頂ければと思えます。</p> <p>そして、最終頁 7-4 の整理番号 24 につきましては、中間管理事業分と云う事でご理解を頂きたいと思えます。説明は以上であります。</p>
	議長 河井推進委員	<p>それでは説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。</p> <p>ちょっと聞いてみたいです。</p>
	議長 河井推進委員	<p>はいどうぞ。河井委員、どうぞ発言してください。</p> <p>これ、貸し借りのね、10 アール当たりの単価。無償だけど、今のブドウなんか 10,000 円とかあるわな。これは、ああ、5,000 円か。これは 1 年間に 10 アール当たりと云う事か。</p>
	議長 事務局	<p>はい。説明してください。</p> <p>回答させていただきます。賃借料、料金を払う賃貸借で出て来ております所の、そこに書いてある欄は年間の 10 アール当たりの賃料。貸し賃と云う事になりますので。1 年間、1 反当たりで</p>

<p>議案第 50 号 農農業振興地域整備計画の変更について</p>	<p>議長 (議長) 事務局</p>	<p>すね。1反当たりの金額と云う事で、1,000㎡当たりこうですから、該当面積掛ける反当 10,000円。或いは反当 5,000円と云う事で支払われると云う事になります。以上です。</p> <p>河井委員、良いですか。はい。その他にありますか。その他にお尋ねはございますか。ありませんか。それでは質疑は無い様でございますので、これで質疑は終結致します。</p> <p>それではこれより採決を行います。議案第 49 号「農用地利用集積計画」の番号 7 番 10 番 11 番 12 番 13 番。これ以外の決定について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が賛成であります。よって議案第 49 号「農用地利用集積計画」については、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>続きまして議案第 50 号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題と致します。それでは説明をしてください。</p> <p>議案第 50 号「農業振興地域整備計画の変更について」を説明します。</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の変更について湯梨浜町長から提出されたので、同法施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、7-1 頁から 7-4 頁)</p> <p>番号 1 土地の表示、はわい長瀬——。地目は田、面積 1,587㎡。同じく、はわい長瀬——。地目は田、面積 1,587㎡。同じでございます。</p> <p>所有者は、はわい長瀬●●。申請者は、はわい長瀬 一般社団法人●●。</p> <p>事業内容は、児童福祉ステーション が 1 棟で、駐車場、運動場であります。それで農地区分は、駅・役場等から 500m 以内になりますので第 2 種農地であります。</p> <p>頁をめくって頂き、8-1 が位置図。国道 179 号の近傍で住宅地に隣接した場所であります。</p> <p>それで資料 1 の方、13 頁が公図です。田んぼ 2 枚分です。それで頁をめくって頂いて 14 頁が土地利用計画図。あの、2 枚の田んぼ全面を使うのではなくて、半分よりちょっと多いくらい。黄色に着色しておりますけども、その範囲で転用計画を練っていらっしゃると云う事になります。</p>
--	---------------------------------	--

		<p>そして 15 頁から 18 頁が、ちょっと写りがあまり、撮影時期のこともあります。写りが良くないですけども現地の写真と云う事で、資料を付けさせて頂いております。</p> <p>附記の方に書いております「児童福祉ステーション」って言いますが、現在は別の場所でや ってるんですけども。障がい児等の放課後児童クラブと云うものを運営しておられて、それで事 業を拡大するにあたって、もっと広い土地、或いは別の場所を、増設をされたいと云う事で計画 をされて。他の用地を検討したんですけども、親族が所有している土地を用いる様な計画にした いと云う事で、計画自体は挙がって来ております。</p> <p>それで、この度のは農地転用を最終的には目指しますけれども、現在が農業振興地域農用地と 云う指定が入っておりますので、そこを解除するために湯梨浜町長の方に、産業振興課の方に申 請をして来たと云うものであります。</p> <p>もし整備計画の変更が出来ましたら、その段階で農地転用の申請が出て来ると。そう云う 2 段 階の申請になる。その第 1 段階の意見聴取と云う事でありませう。以上であります。</p> <p>議長 徳岡推進委員 議長 徳岡推進委員</p> <p>はい。説明が終わりましたので、それではただ今より質疑を行います。皆さんの方からお尋ね はございますか。</p> <p>はい。</p> <p>はい、どうぞ。徳岡委員、どうぞ発言してください。</p> <p>この土地はですね、長年苦しめられておましてですね。ずっと放棄地になっておまして、 毎年毎年叱られまして。何とか田んぼを作ってくれと云う話をしたんですけども。まあ、最終的 にこう云う形になると云う事で、まあ喜んではいるんですけども。</p> <p>その変更が出来たら、整備に係るのは何時頃になって、完成は何時と云うのは分かりますか。</p> <p>議長 事務局</p> <p>はい。説明が出来ますか。</p> <p>はい。申請者の方と色々面談をさせて頂いております。そもそも農業振興地域整備計画の変更 がですね、だいたい申請から 6 ヶ月くらい掛かっちゃうのが多いんですよ。それが済んでから 整備をすると云う事なんですけども。</p> <p>どうも福祉事業の一環と云う事ですから、県なり国なりの補助金を想定をしていらっしゃるよ うですので。年度内、要するに令和 4 年度内に恐らく事業を完了しないといけないと云う事にな ろうかと思っております。</p>
--	--	---

<p>5 その他</p>	<p>議長 徳岡推進委員 議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>ですので、農振除外が出来る段階で、確定した段階で直ぐ転用申請が出て、許可を得て直ぐ事業着手と云う形になろうかと思われま。</p> <p>そう云う風に、事務局としては想定をしております。</p> <p>はい。徳岡委員、良いですか。</p> <p>良いです。ありがとうございます。</p> <p>その他にお尋ねはございますか。</p> <p>それでは、無い様でございます。質疑はこれで、無いと云う風に認めます。それでは質疑をこれで終結して、これより採決を行います。</p> <p>議案第 50 号「農業振興地域整備計画の変更」について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員が賛成、挙手でございます。よって議案第 50 号「農業振興地域整備計画の変更」については、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>以上で議事を終わります。</p> <p>続きまして「その他」に入ります。「令和 4 年度定例総会の日程について」をお諮りします。それでは説明してください。</p> <p>○ 令和 4 年度定例総会の日程について</p> <p>4 月 4 日 (月) 開会時間は午後 5 時から、5 月から 3 月 開会時間は午後 3 時から 5 月 10 日 (火)、6 月 10 日 (金)、7 月 8 日 (金)、8 月 10 日 (水)、9 月 9 日 (金) 10 月 11 日 (火)、11 月 10 日 (木)、12 月 9 日 (金)、令和 5 年 1 月 10 日 (火) 2 月 10 日 (金)、3 月 10 日 (金)</p> <p>○ 農家相談会について</p> <p>3 月 17 日 (木) 午前 9 時から正午まで 当番：山下和子 委員、山上真治 委員、岡本 章 推進委員 2 月 17 日の相談状況の報告：相談件数 1 件</p> <p>○ 建議に対する町長からの回答について</p> <p>町長の日程を確認し、3 月下旬で調整</p>
--------------	--	---

6 閉会	議長	<ul style="list-style-type: none">○ 農業委員会の農地利用の最適化に関する活動について○ 米価下落対策について 令和4年度当初予算の議会提案状況について○ 毎月の活動記録簿の提出について <p>それでは以上で本総会に附議されました案件は総て、これで終了致しました。それでは皆さん、ご起立をお願い致します。</p> <p>以上を持ちまして、第12回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。どうもご苦勞様でございました。</p> <p>(閉会 午後4時45分)</p>
------	----	---